



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ローマ帝政前期イタリアにおける地方裁判官（iurdicus）と都市
Author(s)	飯坂, 晃治
Citation	西洋史論集, 6, 33-62
Issue Date	2003-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37451
Type	departmental bulletin paper
File Information	6_33-62.pdf



ローマ帝政前期イタリアにおける地方裁判官 (iuridicus) と都市

飯 坂 晃 治

はじめに

ローマは地中海を内海とする大きな帝国を築き上げたが、統治行政のための官僚組織は、その広大な領土に比して非常に小規模なものであった。その官僚組織に代わり統治行政において重要な役割を果たしていたのは、帝国各地に数多く存在した都市 (colonia, municipium, civitas) であった。都市では有産市民が都市参事会員 (decuriones) として政治・行政に携わっていたが、ローマ帝国は彼らに自治を許し、同時に徴税などの国家的業務を委ねたのである。このように帝国統治の実務を担い、帝国の存続基盤として機能していたのは、都市参事会を中枢とする都市であった。したがって、ローマ帝国がいかにして統治されたのかを考える際には、まず帝国と都市の関係が問われなければならない¹⁾。

実際、これまでローマ帝国の歴史的発展は、この帝国と都市の関係から説明されてきた。その代表的な見解は「強制国家」論と呼ばれる

ものである。この説によれば、官僚制の組織化と属州の細分化は、既に三世紀から行われていたが、ディオクレティアヌス帝およびコンスタンティヌス帝の改革により官僚制の強化と属州の細分化が急速に進められると、帝国官僚や属州総督が都市の自治行政に介入し、都市参事会員を圧迫するようになった。こうして都市の自治は失われ、帝国はその存続基盤を自ら掘り崩すことになった、というのである²⁾。

しかしながら、この「強制国家」論には、近年批判が数多く提出されている。筆者の問題関心もこの「強制国家」論の再検討にあるが、その際に重要なのは、帝国の地域的な偏差を考えることであろう。というのも、主に法史料をもとに帝国の歴史的な発展を全体的な視点から論じた「強制国家」論は、帝国の統治能力を高く評価し、統治構造や政治的状况に関する地域的な差異を重要視してこなかったからである³⁾。そこで筆者は「強制国家」論を再検討するにあたり、イタリアを研究の対象に設定し、かつまた法史料のみならず碑文史料をも分析の対象として、この地域における皇帝権力と都市の関係について考察す

ることを当面の課題としている。

イタリアを取り上げる理由は次のような点にある。すなわち、イタリアの都市は、属州の都市とは異なり、属州総督による統治をうけないという特権を享受していた。イタリアには、都市行政を日常的に監視し、必要とあれば介入を行うような中間機構は存在しなかったのである。⁽⁴⁾ しかしながら、イタリアは三世紀後半にいくつかの属州に分けられ、属州総督 (corrector) の支配下におかれることになる。このようにイタリアは、都市の自治の条件が、帝国のなかでも、帝政前期から後期にかけて最も大きな変化を被った地域のひとつであった。したがって、この地における帝国と都市の関係について、皇帝権力による都市自治への介入とそれにもなう都市の活力減退という従来の見方とは異なる像が得られるなら、それは「強制国家」論に対する有効な批判のひとつとなるように思われるのである。そこで本稿では、地方裁判官 (iudex) を素材として、ローマ帝政前期のイタリアにおける皇帝権力と都市の関係について考察していきたいと思う。

地方裁判官は、マルクス・アウレリウス帝の治世以降イタリア各地に派遣された司法担当の帝国官僚であるが、後に詳しく述べるように、派遣に際してイタリアが四つの管轄区域に分けられ、また首都ローマを離れてその管轄区域に常駐し任務を遂行していたことから、彼らの派遣は三世紀後半のイタリア属州化につながる措置とされてきた。⁽⁵⁾ として、従来の地方裁判官研究では、主に次のふたつの点が問題とされてきた。

そのひとつめは、地方裁判官の派遣に際してイタリアはどのような

管轄区域に分けられたのか、という問題である。この問題に関しては一九世紀末以来、Th・モムゼンやC・ジュリアン、A・ローゼンベルク、R・トムセン、M・コルビエといった研究者により活発な議論が行われてきた。⁽⁶⁾ なかでも一九七三年に発表されたM・コルビエの論考は、その後G・カモデカとW・エックによる批判をうけてはいるものの、⁽⁷⁾ プロソポグラフィの手法を駆使し、地方裁判官の管轄区域の変遷を緻密に再構成しており、研究史上画期をなした重要な研究といえる。後に述べるように、地方裁判官の管轄区域に関して、筆者はエックの説が最も妥当な見解であり、現段階で再検討する必要はないと考えている。

ふたつめの問題として、地方裁判官は皇帝政府からどのような権限を与えられていたのか、という問題がある。地方裁判官の権限に関しては、法史料が司法関連の権限を伝えているが、他方でいくつかの碑文史料は地方裁判官が司法以外の業務にも携わっていたことを伝えている。ここから従来の研究では、地方裁判官には、司法だけではなく行政に関する権限も与えられていたのだとする見方が主流を占めていた。⁽⁸⁾ この見解を代表するのは、一九七三年に発表された地方裁判官に関するW・ジムスホイザーの研究である。彼は、地方裁判官には裁判権のみならず、行政に関する権限も与えられていたと考え、地方裁判官の権限と属州総督の権限の間に大きな差異はなかったと考えた。⁽⁹⁾ このような見解に対し、地方裁判官には結局、司法に関する権限しか与えられておらず、したがって地方裁判官は属州総督と比較できるような帝国官僚ではなかったとする研究が提出された。一九七九年に発表

されたW・エックの研究によれば、地方裁判官の権限は司法に限定されており、碑文史料にみられる司法以外の活動はあくまでアド・ホックに行われたものであったという。⁽¹⁰⁾したがって、彼によれば、イタリア都市の自治を取り巻く条件は地方裁判官の派遣によって大きな変化を被ることはなかったというのである。

こうしてみると、確かにこれら一連の研究は、地方裁判官の司法に関する権限をより明確に再現した点で大きな成果を収めているが、司法以外の活動をどう理解し、地方裁判官派遣の意義をどう評価するかについては、いまだ検討の余地が残されているように思われる。そこで本稿では、地方裁判官の司法に関する活動と司法以外の活動の両方について、それぞれのどのような資格に基づいて行われ、都市の自治行政にどのような影響を及ぼしたのかについて検討し、地方裁判官派遣の歴史的意義について考えていきたいと思う。

註

雑誌・叢書の略号は *L'année philologique* の表記慣用にしたがった。また本稿では、その他にも次のような略号を用いている。

AE: *L'année épigraphique*, Paris 1888- (=『碑文学年報』).

CIL: *Corpus Inscriptionum latinarum*, Berlin 1863. (=『ラテン碑文集』).

ILS: *Inscriptiones Latinae Selectae*, H. Dessau (Hrsg.), 3 vols., Berlin 1892-1916 (=『ラテン碑文選集』).

(1) 概観については P. Garnsey and R. P. Saller, *The Roman Empire. Economy, Society and Culture*, London / New York 1987, 20-40.

(2) 弓削達「後期ローマ帝国における都市の構造的変質」『古代史講座』

一〇、学生社、一九六四年、二七一一—三二七頁。

(3) F. M. Ausbüttel, *Die Verwaltung der Städte und Provinzen im spätantiken Italien*, Frankfurt a. M. 1988, 2.

(4) W. Eck, *Die staatliche Organisation Italiens in der hohen Kaiserzeit*, München 1979 (= Eck, *Italien*), 6-24.

(5) E.g. W. Simshäuser, Untersuchungen zur Entstehung der Provinzialverfassung, in: *ANRW* II-13, 1980, 401-452.

(9) Th. Mommsen, *Römisches Staatsrecht* II, Basel 1952², 1085f.; id., *Die libri coloniarum*, in: *Gesammelte Schriften* V, Berlin 1908, 183; C. Julian, *Les transformations politiques de l'Italie sous les empereurs romains*, Paris 1884 (=Julian, *Italie*); A. Rosenberg, *Iuridicus*, in: G. Wissowa, W. Kroll, K. Mittelhaus und K. Ziegler (Hrsg.), *Paulys Realencyclopädie der classischen Altertumswissenschaft* XIX, 1918, 1147-1154 (= Rosenberg, *RE*); R. Thomsen, *The Italic Regions from Augustus to the Lombard Invasion*, Copenhagen 1947 (= Thomsen, *Italic Regions*); M. Corbier, *Les circonscriptions judiciaires de l'Italie de Marc Aurèle à Aurélien*, *MEFR* 85, 1973, 609-690 (= Corbier, *MEFR*).

(7) G. Camodeca, Nota critica sulle "regiones iuridicarum" in Italia, *Labeo* 22, 1976, 86-95 (= Camodeca, *Labeo*); W. Eck, Die regionale Organisation der italischen Iuridikate, *ZPE* 18, 1975, 155-166 (= Eck, *ZPE* 18).

(8) Julian, *Italie*, 123; Rosenberg, *RE*, 1149.

(6) W. Simshäuser, *Iuridici und Munizipalgerichtsbarkeit in Italien*, München 1973 (= Simshäuser, *Iuridici*).

(11) Eck, *Italien*, 247-266.

一 ハドリアヌス帝期の“consulares”と地方裁判官職の創設

地方裁判官の帝国官僚としての性格を把握するためには、この官職の設置にまつわる事情をおさえておく必要がある。そこで、本章では地方裁判官職の設置状況について概観していきたい。

さて、マルクス・アウレリウス帝による地方裁判官の派遣に至るまでの経緯に関しては『ヒストリア・アウグスタ』に一連の記述がある。まず関連箇所を列挙してみよう。

『ヒストリア・アウグスタ』『ハドリアヌス伝』一二二、一二三

「彼（ハドリアヌス帝）は、四人の“consulares”を、裁判官（iudices）としてイタリア全土に派遣した。」¹

同『ピウス伝』二、一一

「ハドリアヌス帝によって彼（後のアントニヌス・ピウス帝）は、イタリアの一部——彼はそこに所領を有していた——を統治するために、四人の“consulares”——彼らにイタリアが委ねられていた——に選ばれた。」²

同『マルクス伝』一一、六

「彼（マルクス・アウレリウス帝）は、執政官級の人物に裁判を行うよう指令したというハドリアヌス帝の先例にならって、地方裁判官を任命し、イタリアへの配慮を示した。」³

まず最後に挙げた「マルクス伝」から、次のような事実が読み取れる。すなわち、かつてハドリアヌス帝は執政官級の元老院議員にイタリアの司法を担当させたことがあり、マルクス・アウレリウス帝はその政策に範をとって地方裁判官を任命したというのである。そこで同じ『ヒストリア・アウグスタ』の「ハドリアヌス伝」にあたると、やはりそこには「マルクス伝」で述べられている事実に符合する記述が見出せる。この箇所では、ハドリアヌス帝が派遣した元老院議員は“consulares”と呼ばれている。またさらに「ピウス伝」にも“consulares”に関する記述があり、そこから“consulares”として派遣された元老院議員の一人は後の皇帝アントニヌス・ピウス（T・アウレリウス・フルウス・ボイオニウス・アッリウス・アントニヌス）であったことがわかる。⁴

この“consulares”に関する直接的な史料は、従来『ヒストリア・アウグスタ』におけるこれらの記述のみだと考えられてきたため、その具体的な任務など詳しいことは長らく不明とされてきた。⁵しかしながら近年、G・カモデカによるプロソポグラフィとその成果をうけたW・エックの研究とにより、この“consulares”が帯びていた性格に関してより詳しいことが明らかにになった。⁶

いま述べたように、それまで“consulares”就任者として史料から知られていたのは、後の皇帝アントニヌス・ピウスのみであった。ところが、カモデカの研究により“consulares”に任命された人物が新たに一人判明したのである。『ラテン碑文集』第一〇卷三八七〇番はL・ウイトラシウス・フラミニヌスなる人物を顕彰した碑文であるが、

設置者の名が刻まれた後半部が失われていたこともあって、被顕彰者がどの時期の人物なのかをめぐって諸説が入り乱れていた。具体的には、L・ウィトラシウス・フラミニヌスを一二二年(ハドリアヌス帝期)の補充執政官とする説、この補充執政官の父(トラヤヌス帝期)とする説、この補充執政官の孫(マルクス・アウレリウス帝期)とする説に分かれていたのである。このような研究状況のなかカモデカは、実はこの碑文の後半部が『ラテン碑文集』第一〇巻四四一四番⁽⁸⁾として既に公にされていたことを確認し、両碑文を接合して本来の碑文を復元することに成功したのである。この結果、この碑の設置者はL・ウィトラシウス・フラミニヌスの息子L・ウィトラシウス・エンニウス・アエクウスで、一一七年のアル瓦尔兄弟団の記録のなかに現れる人物であることが判明した。そして、ここからL・ウィトラシウス・フラミニヌスは一二二年の補充執政官(ハドリアヌス帝期)であることが確定したのである⁽⁹⁾。

エックは、このカモデカの研究成果をうけて、さらに次のように説明する。L・ウィトラシウス・フラミニヌスの経歴のなかには「トランスパダナ地方のイタリア、上モエシアおよびダルマティアの総督」(legatus pro praefectore Italiae Transpadanae et provinciae Moesiae Superioris et exercitus et provinciae Dalmatiae)という職名がみられるが、イタリアのトランスパダナ地方と上モエシアおよびダルマティアを合わせた広大な地域を一人の総督に委ねるといふ措置は、危機的状況下でなければ考えられない。おそらくL・ウィトラシウス・フラミニヌスは総督としてトランスパダナ地方、上モエシア、ダルマティ

アを同時に統治したのではなく、それぞれ個別的に統治したと思われる。したがって、トランスパダナ地方の総督職は、上モエシアおよびダルマティアの属州総督職とは別個のものであると考えられる。彼が補充執政官となったのは一二二年、属州アフリカ総督に就任したのはおそらく一三七八年であり、イタリア・トランスパダナ地方の総督に就任したのはその間のことで、いずれにせよハドリアヌス帝期のことである。以上から、執政官級の元老院議員でトランスパダナ地方の総督L・ウィトラシウス・フラミニヌスは“consulares”の一人であったと考えることができる。

したがって“consulares”の正式名称は“legatus (Augusti) pro praefectore”であったことがわかる⁽¹⁰⁾。このようにして“consulares”の正式名称が判明すると、その任命権者や任期、権限などに関してより詳しいことがわかるようになる。つまり“consulares”の任命権者は皇帝で、任期は複数年に及び、権限は司法に限定されず国家の統治業務全般に及んでいたと考えられる。このように、イタリア各地に派遣された“consulares”は属州総督と何ら変わるところはなく、後の地方裁判官のようにその権限が非訴事件に関する裁判権(後述)に限定されていたということはなかったのである。このように“consulares”の派遣という措置は「イタリアの属州化」と呼ぶにあふらしいものであった⁽¹¹⁾。したがって、このようなハドリアヌス帝の施策は元老院およびイタリア諸都市の名望家のネガティブな反応を招き、アントニヌス・ピウス帝の時に廃止に追い込まれた⁽¹²⁾。そして、四半世紀後にはマルクス・アウレリウス帝により地方裁判官職が設置されたが、その際、地

方裁判官の権限は非訴事件に関する裁判権に限定され、就任者のランクは法務官級とされたのだ、と。

このようにエックは、“*consulares*”と地方裁判官がそれぞれ帯びていた性格を対照的に描き出すが、その前提には地方裁判官の権限は属州総督のそれとは比較できないとする判断がある。地方裁判官の権限は司法に限定されていたのか、あるいは司法権に加えて行政に関するものにまで及んでいたのか、この点に関しては次章以降で詳しく検討していくが、いずれにせよ以上のような“*consulares*”の性格は、地方裁判官の性格と意義を考えるうえでも非常に重要な意味を持つてこよう。

マルクス・アウレリウス帝による地方裁判官職の設置に至るまでの経緯は、おおむね以上のとおりである。では地方裁判官職は、マルクス・アウレリウス帝治世のどの時期に設置されたのか。実は、幸いにも最初に地方裁判官に任命された人物の経歴が碑文史料として残されており、その碑文を分析することでこの問いに答えを出すことができる。

問題の碑文は『ラテン碑文集』第五卷一八七四番（＝『ラテン碑文選集』一一一八番）である。この碑文はC・アッリウス・アントニヌスという元老院議員を顕彰したものであるが、そこに記された昇進階梯（*cursus honorum*）のなかに「トランスパダナ地方のイタリアを担当した最初の地方裁判官」（*iuridico per Italiam [re]gionis Transpadanae primo*）という官職名がみえる。したがって、C・アッリウス・アントニヌスの昇進階梯を分析することで、地方裁判官職の創設年代を突き止めることができるのである。数名の研究者が彼の経

歴を分析しているが、「最初の地方裁判官」就任を一六五／一六六年とするのが現在最も有力な説と思われる⁽¹⁾。この年代がマルクス・アウレリウス帝による地方裁判官職の創設時期だと考えてよいだろう。

こうして二世紀後半以降派遣された地方裁判官は、三世紀の後半に史料から姿を消す。イタリアは、三世紀後半のある時点で——これがいつなのかは研究者により大きく意見が分かれるが、早ければ三世紀半ば、遅くとも二八四年に即位したディオクレティアヌス帝の時代には——属州に細分化され、各属州には属州総督が派遣された。そして、地方裁判官はこの属州総督の設置にともなって廃止されたと考えられている⁽²⁾。

このように地方裁判官は二世紀の半ば頃から少なくとも三世紀の半ばまで、約一〇〇年強の間任命され続けた。この間に少なくとも二〇〇人程度の地方裁判官が派遣されたと考えられているが、⁽³⁾実際に碑文史料から確認できる人数は五一人で、しかも、そのうち我々が分析の対象としうるのは、碑文の欠損が甚だしく分析がほとんど不可能な六人⁽⁴⁾を除いた四五人である。

- (1) *SHA v. Hadr. 22.13*. Quattuor consulares per omnem Italiam iudices constituit.
- (2) *SHA v. Pii 2, 11*. Ab Hadriano inter quattuor consulares, quibus Italia committerebatur, electus est ad eam partem Italiae regendum, in qua plurimum possidebat.
- (3) *SHA v. Marci 11, 6*. Datis iuridicis Italiae consuluit ad id exemplum, quo Hadrianus consulares viros reddere iura praeceperat.

- (4) エックによれば、彼が“consulares”に就任したのは、一三五年／一三六年前のことであると。W. Eck, *Die italischen legati Augusti pro praetore unter Hadrian und Antoninus Pius*, in: id., *Die Verwaltung des römischen Reiches in der hohen Kaiserzeit*, Band 1, Basel / Berlin 1995, 315-326 (= Eck, *legati Augusti*), 319, n. 21.
- (5) アッピアノス (Appian, bell. civ., I, 38, 172.) のハドリアヌス帝の“consulares”派遣に言及しているが、これに相当する措置が既に同盟市戦争勃発後のイタリアでとられていたとする記述で、ハドリアヌスの派遣した“consulares”を“tribunorum” (= proconsul) としている点は誤りだと思われる。Cf. Simshauser, *Iuridici*, 236, n.3. ただし“consulares”がすぐに廃止されたことを示している点では貴重な史料である。
- (6) 一般的に“consulares”は地方裁判官と同様の裁判権を有していたのではないかと考えられてきた。Cf. Simshauser, *Iuridici*, 235f.
- (7) *CL*, X, 3870: L(uicio) Vitrasio L(uicii) Pob(ilia tribu) / Flaminio, co(n)s(uli), pro/co(n)s(uli) provinciae Africae, / leg(ato) pro(o) praetore Italiae Transpadanae et provinciae / Moesia Superioris et / exercitus et provinciae / Dalmatiae, curatori / alvei Tiberis et ripa (num) / et cl<=>acatum urbis, / L. Vir[...]
- (8) *CL*, X, 4414: L(uicius) Vi<=>rasius Egnatius / Aequus fil(ius) / patri optimo.
- (9) G. Canodoca, *Quattro carriere senatorie del II e III secolo, Epigrafia e ordine Senatorio* I, Roma 1982, 529-545; 529-536.
- (10) *Ibid.*, 532f.
- (11) エックによれば、“Augusti”の欠落は“leg. pr. pr. Italiae”の後には“et”で続く“provinciae Moesia Superioris et exercitus et provinc. Dalmatiae”から説明されるという。つまり、上モエシアおよびダルマティアの総督の肩書きは自明であり、実際に皇帝管轄属州の総督の肩書きを記した碑文のなかには“Augusti”を省略しているものがある (cf. *ILS*, 1019; *ILS*, 1034; *ILS*, 1042) というのである (Eck, *legati Augusti*, 322)。
- (12) エックによれば、ハドリアヌス帝による“consulares”の派遣とち異なり、トラヤヌス帝がユリウス・プロクルスを“legatus Augusti p(ro) praetore region(is) Transpadanae”としてトランスパナ地方に派遣した (*CL*, X, 6658 = *ILS*, 1040) のは暫定的な措置だったという。その理由としてエックは、ユリウス・プロクルスがポー川以北全体ではなく、あくまでレギオ・トランスパダナエ＝regio XIを統治したにすぎない点や、法務官級の元老院議員であった (つまり“consulares”よりも格が低かった) という点を指摘する (*ibid.*, 324f.)。
- (13) Appian, bell. civ., I, 38, 172. (本章注(5)参照)
- (14) Corbier, *MEFR*, 618f.; Eck, *Italien*, 249f. なお、Canodoca, *Labelo*, 87f. はユ・アッリウス・アントニヌスの「最初の地方裁判官」就任を一六四／一六五年とする。また、M.G. Zoz, *Sulla data di istituzione dei “iuridici” e del pretore tutelare*, *Iura* 38, 1987, 175-178 は、本稿第二章で扱う M・コルネリウス・フロントのユ・アッリウス・アントニヌス宛書簡 (Fronto, *ad amic.*, II, 7) の年代から「最初の地方裁判官」就任を一六三／一六四年とする。
- (15) Simshauser, *Iuridici*, 268f. なお、イタリアの属州化に関する議論については Ausbüttel, *op. cit.*, 85-107.
- (16) Eck, *ZPE* 18, 158. フロントは地方裁判官の任期を三年程度と考えたことと、その見解を述べていることがわかる。
- (17) *CL*, VI, 1471; *CL*, VI, 1518; *CL*, VI, 1551; *CL*, VI, 37074; *CL*, X, 5397; *CL*, XI, 7042. Cf. Eck, *ZPE* 18, 158, n.13.
- (18) 本稿は Corbier, *MEFR* が収集した四五人の地方裁判官を分析の対象とする。なお、三世紀の地方裁判官に関して M. Christol, *Les réformes de Gallien et la carrière sénatoriale, Epigrafia e ordine Senatorio* I, Roma 1982, 143-166; 159-162 を参照。

二 地方裁判官の裁判権

次に地方裁判官の裁判権について検討していきたい。地方裁判官の権限がどの範囲にまで及んでいたのかを史料から再構成することは非常に難しいが、地方裁判官の中心的な任務が司法にあったことは確かであろう。というのも、そもそも“iudicus”という官職名自体が司法に従事する帝国官僚であることを指し示しており、¹⁾ 実際、碑文史料のなかには地方裁判官を“praefecto iuris d(i)cundi”と表記しているものがある (Corbier, *MEFR* 4, no. 40 = *CI* L IX, 1571) からである。さらに、マクリヌス帝に関するカッシウス・ディオの記事 (Cass. Dio 78, 22, 1) には「イタリア担当の地方裁判官は、マルクス帝によって認められた範囲を越えて判決を下すことをやめた。(δικαστοὶ οὐ τῇν Ἰταλίαν διοικοῦντες ἐπέουοντο ὑπὲρ τὰνμὲθέρτα ὑπὸ τοῦ Μάρκου δικάζοντες)」と明確に記されており、ここからも地方裁判官が司法担当の帝国官僚であったことがわかる。²⁾

したがって、地方裁判官の本来の任務は司法にあったと考えられる。以下、本章では地方裁判官の裁判権について史料をもとに考察をすすめていくが、具体的な論証に入る前に、ここでローマの民事訴訟の形式についてあらかじめ整理しておきたい。民事訴訟の形式は、法律訴訟手続 (legis actiones)、方式書訴訟手続 (per formulas)、特別訴訟手続 (cognitio extra ordinem) の三つに大別される。法律訴訟手続および方式書訴訟手続は、法廷手続 (in iure) と審判人手続 (apud iudicem) の二段階に分かれていた点を大きな特徴とする訴訟形式で、

訴訟当事者は法務官の指揮監督のもとで両者の間に何が問題となっているかを明らかにした後、その争点について私人の審判人が事実を審理し判決を下すという形式を採っていた。歴史的にはまず法律訴訟手続が登場したが、これは厳格な口頭の要式行為を必要としたため、前二世紀以降は、より柔軟な方式書という文書を用いた方式書訴訟手続が発達することとなった。これらの訴訟形式は通常訴訟手続 (ordo iudiciorum privatorum) と呼ばれるが、これに対し、帝政期に入ると、特別訴訟手続という形式が徐々に発達してくる。特別訴訟手続では手続の二分制は放棄され、皇帝またはその官吏が裁判官として訴えの受理から事実の審理と判決の言渡までのすべてを扱うという訴訟形式が採られた。なおアウグストゥスは、法律訴訟手続をほぼ完全に廃止し、あらゆる種類の請求について方式書訴訟手続の利用を承認したため、帝政前期には方式書訴訟手続と特別訴訟手続のふたつが並行して存続した。³⁾

では地方裁判官の裁判権について検討していきたい。法史料を眺めると、まず非訴事件に関する裁判権 (iurisdictio voluntaria) を伝える史料が多いことに気づく。父権免除 (emancipatio) や養子縁組 (adoptio)、杖による奴隷解放 (manumissio vindicta) のような行為においては、形式上は争いがあるかのようにみえる当事者(家長と家子、主人と奴隷など)が、訴訟と同様の法廷手続を踏むことによって行為の成立を求めたが、非訴事件に関する裁判権とはそのような行為の成立に協力する権限を指す。³⁾

この非訴事件に関する地方裁判官の裁判権として、法史料が最も詳

しく伝えるのは後見人の選任 (tutoris datio) に関するものである。古代ローマでは、未成熟の男子または女子が自権者 (sui iuris) となった場合、前者には一四歳まで、後者には終生、後見人がつけられた。⁴⁾ 地方裁判官による後見人の選任に関して、四世紀初頭の『ヴァティカン断片』は次のように伝える。

『ヴァティカン断片』二三三番 (ウルピアヌス『後見掛法務官の職務について』)

「しかしながら、我らが皇帝陛下 (カラカッラ帝) が後見掛法務官 (praetor tutelaris) であるクラウディウス・ポンペイアヌスに回答したように、後見掛法務官が、地方裁判官 (iuridicus) の管轄下にある地域 (regio) に財産を所有する未成熟者の後見人を選任しないように注意されるべきである。さらに特に、被後見人は首都にとどまっているが、その財産が属州にある場合には、その後見人を選任しないように注意されるべきである。」⁵⁾

この法文では、後見掛法務官 (praetor tutelaris) は地方裁判官の管轄下の地域に財産を所有する未成熟者の後見人を選任できない、ということが強調されている。逆に地方裁判官が後見掛法務官の管轄区域である首都管区 (urbica dioecesis) 内で職権を行使したならば、今度は地方裁判官が後見掛法務官の職権を侵害することになるだろう。なお首都ローマから半径一〇〇マイル以内の首都管区では、後見掛法務官とならんで、執政官もまた後見人の選任に関する権限を有していた。

後見掛法務官もまたマルクス・アウレリウス帝によって導入された官職である。⁶⁾ したがって、同帝が四人の地方裁判官を派遣したことによって後見掛法務官の権限は制限されたということはなからう。むしろ、地方裁判官の派遣によって制限されたのは、都市政務官の裁判権であったと思われる。というのも、イタリアの地方都市では、彼ら都市政務官がそれまで後見人の選任を担当していたと考えられるからである。ジムスホイザーは、民事訴訟上一定の制限をうけていた都市政務官の裁判権が非訴事件の裁判権に関してはやや状況が異なる点を指摘し、特に後見人の選任に関して、それが地方都市でも行われていたことを明らかにした。⁷⁾ 他方エックは、マルクス・アウレリウス帝が後見掛法務官と四人の地方裁判官を任命したのは、当時後見人の選任に関する案件が多かったからであり、それだけ多くの案件をそれまで二人の執政官のみで処理していたとは考えられないから、やはり都市政務官も後見人の選任に携わっていたのだろう、と説明する。⁸⁾

地方裁判官が後見人の選任に介入するのは、特にそれが複数の都市に関係する場合、すなわち、被後見人が籍を置いていない都市から後見人を選ぶ場合、あるいは被後見人の財産 (patrimonium) が複数の都市に存在している場合である。この場合、都市政務官は地方裁判官に対し手助けをすることが義務づけられていた。というのも、都市政務官は近隣の都市から適切な後見人を見つけ出し、その名前を当該の帝国官僚に伝えることを義務づけられていたのである。また地方裁判官は、後見人が都市政務官による選任に対してそれを拒絶する根拠を持ちながらも、都市政務官にそれが受け入れられない場合には、上訴

(appellatio)を受け付けたものと思われる。

後見人の選任に関する地方裁判官の権限は以上のようなものであったと思われるが、おそらく保佐人 (curator) の選任に際しても同様の権限が地方裁判官に与えられていたと考えられている⁽⁹⁾。

法史料はさらに、非訴事件に関する地方裁判官の裁判権として、養子縁組 (adoptio) に関するものを伝えている。

『学説彙集』第一卷第二〇章第一節 (ウルピアヌス『サビヌス註解』第二六卷)

「何人も地方裁判官 (iudicialis) の面前で養子縁組を行うことができる。というのも、地方裁判官には法律訴訟手続 (legis actio) の権限が与えられているからである⁽¹⁰⁾。」

この法文では、養子縁組に関する権限が地方裁判官に与えられている理由として、法律訴訟手続の権限が彼らにあるからとされている。前述のように法律訴訟手続は、おそらく紀元前二世紀に方式書訴訟手続に取って代われ、前一世紀にはほぼ消滅したが、ここで述べられている養子縁組といった行為に関しては法律訴訟が残存した。それゆえ、非訴事件を指すために法律訴訟という用語を用いることがあったのである⁽¹¹⁾。つまり、この法文によれば、地方裁判官には非訴事件に関する裁判権があるため、彼の面前で養子縁組を行うことができるというのである。

なお、この法文は養子縁組に関する権限のみを伝えているが、ジム

スホイザーやエックが主張するように、養子縁組と同じく法律訴訟手続に属する案件として、奴隷解放 (manumissio) も地方裁判官の面前で行うことができたと考えられる⁽¹²⁾。というのも、都市政務官のなかには、奴隷解放に関する権限を認められた者とそうでない者がいたと思われるからである⁽¹³⁾。

次に、信託遺贈 (fideicommissum) に関する権限を伝える法史料がある。地方裁判官には、後見人・保佐人の選任、養子縁組の実行に加えて、信託遺贈に関する権限が付与されていた。信託遺贈とは、遺言人が相手方 (受託者) に、自分の死後に特定の第三者に財産を与えることを依頼して財産を信託処分する遺贈の方法である。その際、信託条項そのものに強制力はなく、受託者が死者の信託を実行するかどうかは受託者の信義 (fides) にかかっていたが、アウグストゥスはこの信託遺贈に法的な強制力を付与しようとして執政官に監督業務を命じ、クラウディウス帝はこの信託遺贈に関する業務に従事させるために独自の二人の法務官 (信託遺贈掛法務官 praetor fideicommissarius) を任命した⁽¹⁴⁾。信託遺贈に関する案件の処理に関しては、後見人の選任の場合よりも、首都ローマの司法機構の負担が大きくなっていたものと思われる。というのも、都市政務官は信託遺贈に関する権限を持っていなかったと考えられているからである⁽¹⁵⁾。『学説彙集』では次のように述べられている。

『学説彙集』第四〇巻第五章第四一節第五項 (スカエウオラ『解答録』第四巻)

「ルキア・ティティアは、セシアの女奴隷パンフィリアを彼女の子供たちとともに購入して解放するよう、相続人に信託処分した。そして地方裁判官 (iuridicus) は、それぞれいくらかで購入されるべきかを算定した。」⁽¹⁶⁾

この史料から地方裁判官が信託遺贈による奴隷解放に関与していたことは明らかであるが、しかし、現在の研究では、おそらく地方裁判官は信託遺贈による奴隷解放のみならず、信託遺贈に関する事柄全般について権限を有していたと考えられている。⁽¹⁷⁾

最後に、マルクス・アウレリウス帝の修辞学教師コルネリウス・フロントの書簡 (ad amic. ii: 7) から、地方裁判官が地方都市の都市参事会員の資格をめぐる訴訟を扱ったことが知られている。この書簡には失われた箇所が多いが、事件の経緯を要約するなら次のようになる。北イタリアのコンコルディアの市民ウォルミニウス・セレヌスは、同市で書記と都市参事会員を長きにわたり務めていたが、アントニヌス・ピウス帝の治世に——この経緯は詳しく述べられていないが——プロクリスなる人物によつて五年の追放刑を宣告された。ウォルミニウス・セレヌスは三年（五年から減刑された）の追放刑を終え、コンコルディアへの帰還を果たすが、その後も彼は都市参事会への入会を禁じられた。このウォルミニウス・セレヌスの都市参事会員資格をめぐる訴訟は、当時の首都長官 (praefectus urbi) ロッリウス・ウルピクスのところに持ち込まれたが、彼はこの訴訟に対する判決を下さず、結局当時のトランスパダナ地方担当の地方裁判官であったC・アッリ

ウス・アントニヌスのところに持ち込まれたのである。

この書簡を根拠として、地方裁判官には都市参事会員の資格をめぐる訴訟に関する権限が与えられていたとしばしば主張されるが、⁽¹⁸⁾他方で、地方裁判官はこの種の訴訟に関する権限は有しておらず、都市の要請をうけたか、あるいは皇帝から特別な権限を与えられたかして、この事件に対処したのだとする見解もある。⁽¹⁹⁾なお、筆者は後者の見解が妥当であると考えている。

以上が史料から再構成できる地方裁判官の裁判権である。特別訴訟手続における他の裁判権については推測の域を出ないが、ジムスホイザーによれば、都市への寄付申込 (pollicitatio) や、親族間の扶養 (alimentum)、教師や医師などによる謝礼金 (honorarium) の請求、自由身分に関する訴訟 (causa liberalis) について、地方裁判官は裁判権を有していた可能性があるという。また特別訴訟手続の出現により帝政前期には上訴 (appellatio) が認められるようになったが、地方裁判官は、都市政務官によつて下された判決に対する上訴を受け付けていたと考えられる。⁽²⁰⁾

それ以外の、通常訴訟手続や刑事訴訟における地方裁判官の権限についても、やはり推測の域を出ない。

ジムスホイザーによれば、地方裁判官は基本的に刑事訴訟に関する権限を持っていなかったが、嫌疑をうけた後見人の訴追 (accusatio suspecti tutoris) に関しては、彼らの権限に含まれていた可能性があるという。⁽²¹⁾

通常訴訟手続における地方裁判官の裁判権に関しては、それを示唆

するとされてきた史料があるので、ここでやや詳しく検討しておきたい。『ラテン碑文集』第一巻三七六番（＝『ラテン碑文選集』一九二番）によれば、被頭彰者M・アエリウス・アウレリウス・テオ(Corbier, *MEFR*, no. 17) は“iuridicus de infinito”であった。そこで、この“de infinito”という追加の肩書きを根拠に、通常訴訟手続の範囲において地方裁判官が扱う訴訟物の価格に制限があったか否かという点が問題とされてきた。つまり、元来地方裁判官の扱いうる訴訟物の価格には制限が設けられていたが、この場合の“de infinito”はそのような価格制限が適用されなかったことを意味するのではないかと⁽²²⁾いうのである。

しかし、エックによれば、この“de infinito”は訴訟物の価格の制限の撤廃を意味しないという。その理由としてまず第一に、地方裁判官の扱う訴訟物に価格の制限があったとすれば、訴訟物の価格がその制限を越えた場合には、その訴訟は首都ローマの法務官が担当することになるはずだが、そもそも地方裁判官は法務官を務めた後に就任する官職であるのだから、訴訟のシステムにおいて地方裁判官が法務官に従属するというのは奇異な感じをうけるし、実際に地方裁判官と法務官の間の審級順序は知られていない。そして第二に、“iuridicus de infinito”は『碑文学年報』一九三一年六一番の“praetor infiniarius”という法務官(C・ファブリキウス・フェリクス・サルウィアヌス)との比較が可能である。官職名に“de infinito”あるいは“infinarius”という語句が追加されているのは、地方裁判官M・アエリウス・アウレリウス・テオとこの法務官の二名のみしか知られていない。法務官

の扱う訴訟物の価格に制限がなかったことは明らかであるから、“iuridicus de infinito”の場合も“de infinito”は扱う訴訟物の価格の制限を意味しなかったと思われる。エックによれば、この“de infinito”はむしろ地方裁判官の権限が拡大されたことを意味していたのではないかと⁽²³⁾いう。筆者もこのエック説に同意している。

なお、この地方裁判官の扱う訴訟物の価格の制限の問題に関して、先のマクリヌス帝に関するディオの記事が援用されることがある。つまりマクリヌス帝は地方裁判官に訴訟物の価格制限を守るよう指令したというのである。⁽²⁴⁾しかし、これも同様に地方裁判官の扱う訴訟物に価格の制限があったことを意味するのではなく、首都ローマや地方都市の裁判担当の政務官の職務領域を侵犯しないように地方裁判官に指示したものであると考えられる。⁽²⁵⁾

以上、史料をもとに地方裁判官の裁判権について検討してきた。ここで小括として地方裁判官の裁判権と、その管轄下にある地方都市の裁判権との関係について整理したい。

これまで分析してきた史料から、地方裁判官の裁判権に関する特徴がひとつ浮かび上がってくる。それは、地方裁判官の裁判権が、法律訴訟手続に関する権限を除けば、後見人の選任や信託遺贈といった特別訴訟手続に限定されているという点である。これに対し、司法権を持つ都市政務官は、方式書訴訟手続の対象となる案件を扱い、基本的に特別訴訟手続および法律訴訟手続に関する権限を有していなかった。⁽²⁶⁾このようにみるなら、基本的に地方裁判官は都市の裁判権を侵害しなかったといえるように思われる。しかしながら、地方裁判官の活動が

都市の裁判権を制限した可能性がなかったのかといえ、必ずしもそうとは言いきれないだろう。というのも、先ほど説明した非訴事件は民事訴訟のなかでも特殊な分野で、例えば、後見人の選任は都市政務官によっても行われており、したがってこの領域では、地方裁判官は都市政務官の裁判権を制限した可能性がある。また民事訴訟に関しては、アレクサンデル・セウエルス帝の死後(二三五年)、特別訴訟手続の発達にともなう方式書訴訟手続が衰退し、両者の区別がなくなると、地方裁判官も後者に関する権限を帯びるようになったと考えられている⁽¹⁸⁾。なお先のカッシウス・ディオの記事は、地方裁判官が本来の権限である特別訴訟手続の範囲を越えて、方式書訴訟手続の範囲にまで進出した、ということ述べている可能性もある。以上から、地方裁判官は、少なくとも設置直後は、権限の点で都市の裁判権を大きく制限することはなかったが、時代を追うごとに都市の裁判権を制限していった可能性はあるということが出来る。

(1) なお“iuridicus”は一部の皇帝管轄属州(イベリア半島やブリタンニア島など)やエジプトのアレクサンドリア(iuridicus Alexandriae)においても司法行政に従事していた。なお皇帝管轄属州の“iuridicus”についてはB. Galotta, Lo «iuridicus» e la sua «iurisdicção», in: *Studi in onore di Arnaldo Biscardi* 4, Milano 1983, 441-444 がある。

(2) Eck, *Italiaen*, 256f.

(3) 非訴事件に関する裁判権(iurisdicção voluntaria)についてはM. Kaser, *Das römische Zivilprozessrecht*, Zweite Auflage, neu bearbeitet von K. Hackl, München 1996 (= Kaser / Hackl, *Zivilprozessrecht*), 186-88; Simshauser, *Iuridici*, 228-232; 船田亨二『ローマ法』第五巻、岩

波書店、一九七二年、三六一三七頁。

(4) 後見に関しては、次の文献を参照。樋脇博敏「古代ローマの親族親等概念の成立と変容」歴史学研究会編『地中海世界史五 社会的結合と民衆運動』青木書店、一九九九年、六四―九四頁。

(5) *Frag. Vat.* 232 (Ulpianus de officio praetoribus tutelaris). *Observari autem oportet, ne his pupillis tutorem det, qui patrimonium in his regionibus habent, quae sunt sub iuridicis, ut Claudio Pompeiano praetori imperator noster rescripti; multo magis, si in provincia sit patrimonium, licet is cui petitur in urbe consistat.*

(6) 後見掛法務官の導入の時期に関しては、Zoz, op. cit., 177f. を参照。

(7) Simshauser, *Iuridici*, 229-232.

(8) Eck, *Italiaen*, 258.

(9) 以上、地方裁判官の後見人選任に関する活動については、Eck, *Italiaen*, 258f.; Simshauser, *Iuridici*, 245-50 を参照。

(10) *Dig.* 1, 20, 1 (Ulp. 26 ad Sab.). *Adoptare quis apud iuridicum potest, quia data est ei legis actio.*

(11) 船田亨二『ローマ法』第五巻、岩波書店、一九七二年、三六一三七頁。Cf. *Dig.* 1, 16, 3 (Ulp. 26 ad Sab.). *Nec adoptare potest: omnino enim non est apud eum legis actio.*

(12) Simshauser, *Iuridici*, 244; Eck, *Italiaen*, 259.

(13) Simshauser, *Iuridici*, 228f.; Eck, *Italiaen*, 259. 奴隷解放に関する権限を認められた都市政務官の存在を示す史料として、パウルス『断案録』二・二五・四(「もし都市政務官が法律訴訟手続に関する権限を有しているなら、彼の面前で父権免除および奴隷解放が行われうる」)がある。他方、小プリニウスは、妻の祖父ファバトゥス宛の書簡(Plin., *Ep.*, VII, 16)において、属州バエティカに総督として赴任するカレストリウス・ティロが北イタリアのティキヌムの付近を通過する際に、彼の面前で奴隷解放を行うよう勧めているが、これ

は当地の都市政務官の面前で奴隷解放ができなかったことを示唆している。

- (14) Kaser / Hackl, *Zivilprozeßrecht*, 452. なお、この信託遺贈掛法務官は、後にティトゥス帝によって一人減らされる。
- (15) Eck, *Italien*, 260.
- (16) *Dig.* 40, 5, 41, 5 (Scaevola, 4 resp.). Lucia Titia heredum fidei commissit, uti Pamphilum ancillam Seiae cum filiis eius redimerent et manumitterent, et iuridicus, quanti singuli essent redimenti, aestimavit.
- (17) Simshäuser, *Iuridici*, 242-4; Eck, *Italien*, 259f.
- (18) Julian, *Itale*, 121f.; Rosenberg, *RE*, 1148f.; Thomsen, *Italic Regions*, 154; Simshäuser, *Iuridici*, 250f.; Kaser / Hackl, *Zivilprozeßrecht*, 467, n.70.
- (19) Eck, *Italien*, 261-263.
- (20) 以上、特別訴訟手続における地方裁判官の裁判権に関しては、Simshäuser, *Iuridici*, 254-256.
- (21) Simshäuser, *Iuridici*, 257.
- (22) P. Jörs, *Untersuchungen zur Gerichtsverfassung der römischen Kaiserzeit*, Leipzig 1892, 68. (筆者未見。Simshäuser, *Iuridici*, 258f. 以下参照)
- (23) Eck, *Italien*, 260f. また Simshäuser, *Iuridici*, 258f. も、この史料は通常訴訟手続における地方裁判官の権限を示す史料ではないとしている。
- (24) Jörs, *op. cit.*, 67. (筆者未見。Simshäuser, *Iuridici*, 258 以下参照)
- (25) Eck, *Italien*, 260f.
- (26) Eck, *Italien*, 21f.; H. Galsterer, *The Administration of Justice*, in: A. K. Bowman et al. (eds.), *Cambridge Ancient History* X, 1996, 410. なお法律訴訟手続は、都市により、都市政務官がそれを持っている場合と持たない場合があった。Cf. Simshäuser, *Iuridici*, 228f.
- (27) なお、Kaser / Hackl, *Zivilprozeßrecht*, 467 n.4 は、特別訴訟手続

に属する案件に関して、都市政務官には下級の裁判権があり、これに関しては後見人の選任のみが史料から知られている、と説明している。

- (28) Simshäuser, *Iuridici*, 267f.

三 地方裁判官の司法以外の活動

続いて、地方裁判官派遣の歴史的意義を考えるうえで重要な意味を帯びてくる司法以外の活動について、主に碑文史料をもとに分析していきたい。

まず都市の穀物供給に関する活動から考察を始める。次の二枚の碑文から、地方裁判官が管轄下の都市の穀物輸入に関与したことが知られている。

『ラテン碑文集』第五卷一八七四番Ⅱ『ラテン碑文選集』一一一八番

「サトゥルヌス金庫長官、トランスパダナ地方のイタリアを担当する最初の地方裁判官、アルウアル兄弟団員、至聖なる皇帝（マルクス・アウレリウス帝とルキウス・ウェルス帝）から後見に関する裁判を委任された最初の法務官、高等按察官、元老院文書局長、ローマ騎士六人役、第四「スキュティア」軍団将校、道路管理担当四人官を歴任した、「ガイウスの息子」クイリナ区所属のガイウス・アツリウス・アントニヌスへ、最も偉大なる皇帝陛下（マルクス・アウレリウス帝とルキウス・ウェルス帝）の先慮に

より派遣された彼は、穀物輸入の差し迫った困難を解決し、都市の資金の確保に尽力したのである。コンコルディア市参事会が至高のバトロンへ、(彼の) 高潔さと努力のゆえに (献呈する)。¹⁾

『ラテン碑文集』第一一巻三七七番

「フラミニアおよびウンブリア担当の地方裁判官、属州アカイア総督職代行、法務官、護民官、属州シキリア総督付き財務官を歴任した、植民市 (アリミヌム) のバトロンである、ガイウスの息子、クイリナ区所属のガイウス・コルネリウス・フェリクス・イタルスへ、彼の裁判管区の都市 (アリミヌム) の七つの街区の住民と建築職人・寄せ布作り・デンドロフォリの組合が (この碑を献呈する)、その見事な指揮、穀物輸入の不足の時の我々に対する積極的な信義、そして、穀物が市民の間で有り余るほどにし、また近隣諸都市にも行き渡るようにしたその勤勉さのゆえに。(碑を設置するための) 場所は都市参事会決議により与えられた。²⁾

最初の碑文は、北イタリアのコンコルディアという都市が、「穀物輸入の差し迫った困難を解決」した地方裁判官C・アッリウス・アントニヌスの功績を讃えて設置した顕彰碑文である。この人物は前章で扱ったフロントの書簡に出てくる地方裁判官と同一人物である。そしてふたつめの碑文は、中部イタリアのアリミヌムという都市の住民と同職組合が、「穀物輸入の不足の時」における地方裁判官C・コルネリウス・フェリクス・イタルスの功績を讃えて設置した顕彰碑文である。

る。

従来の研究は、これら二枚の碑文から、地方裁判官は管轄下の都市の穀物輸入に関する任務を帯びていたと考えてきた。³⁾ なかには、食糧難への対処が、地方裁判官を派遣したマルクス・アウレリウス帝の動機のひとつだったとまで考える研究者もいる。⁴⁾

このような従来説に対し、エックは異議を唱える。すなわち、地方裁判官は管轄下の都市の穀物輸入に関する権限を与えられておらず、この種の問題が発生した際に、これにアド・ホックに対処したのだというのである。この二枚の碑文史料が語るところに関して、エックは次のように考えている。これらふたつの碑文はマルクス・アウレリウス帝とルキウス・ウェルス帝が共同統治を行っていた一六一年から一六九年の間に設置されたもので、この時期にイタリアは飢饉に見舞われ、都市が穀物輸入担当の都市政務官の力では対処し切れないような非常事態に陥ったので、マルクス・アウレリウス帝は国家が備蓄していた穀物をイタリア都市に配給した (SHA, v. Marci, 11, 3)。その際に皇帝政府は地方都市の危機的状况を、都市が派遣した使節や皇帝政府が派遣した帝国官僚をつうじて把握した。都市の側からすれば、一定の地域を任された帝国官僚に非常事態の解決を依頼するのが確実な手段であったのだ、と。⁵⁾

筆者も、穀物輸入に関する活動は必ずしも地方裁判官の権限に帰することはできないと考えている。以下に筆者がそう考える理由を述べていきたい。

地方裁判官と管轄下の都市の穀物輸入の関係を読み解く鍵は、最初

の碑文のなかにある。この碑文を詳しくみるなら、ここで顕彰されているC・アッリウス・アントニヌスは、地方裁判官在任時にコンコルディアの穀物輸入に関与したとは必ずしもいえないように思われる。

というのも、碑文には彼が地方裁判官の後に就任したサトゥルヌス金庫長官 (*praefectus aerarii Saturni*) の職名が言及されているからである。つまり、この碑文はおそらく穀物輸入の困難が解決されて間もない時期に設置されたと思われるのだが、その時には既にサトゥルヌス金庫長官に就任しているのである。したがって、C・アッリウス・アントニヌスはサトゥルヌス金庫長官在任中にコンコルディアの穀物輸入に携わったという可能性もわずかながら残されているため、この種の活動が地方裁判官の立場で行われたものと断定することはできないと思われる。

もうひとつ、都市の穀物輸入に関する任務が地方裁判官に与えられていなかったと考えられる理由として、二人の地方裁判官がともに管轄下の都市のパトロニに選任されていることを指摘することができる。都市パトロニとは、都市参事会の決議によって選任される都市の保護者であった。⁶ この二名の地方裁判官は都市パトロニとして都市の穀物輸入に携わった可能性もある。そこで次に、この都市パトロニの観点からあらためて二枚の碑文をみていきたい。

まず一枚目の碑文に関して、C・アッリウス・アントニヌスの出身地(北アフリカのキルタ)や地方裁判官職に先行する職歴からすれば、彼が地方裁判官就任以前にコンコルディアと関係を持っていたとは考えられない。したがって彼がコンコルディアから都市パトロニに選任

された理由は、彼が地方裁判官在任中にコンコルディアに対して何らかの善行を行ったからだと思われる。その善行が何であったのかはこの碑文から確認できないが、まさにこの穀物輸入の支援かもしれないし、あるいは他の活動であるかもしれない。このようにC・アッリウス・アントニヌスが地方裁判官としてコンコルディアの穀物輸入を支援したのか、都市パトロニの資格でこの種の活動を行ったのか、この碑文からは確定できないのである。

他方二枚目の碑文についてみていくと、C・コルネリウス・フェリクス・イタルスの昇進階梯の最後の官職が地方裁判官であることから、彼が地方裁判官在任中にアリミヌムの穀物輸入に関与したことは確実であると思われる。彼は北アフリカのシミットゥスの出身で、昇進階梯をみても地方裁判官就任以前に既にアリミヌムの都市パトロニに就任していたとは考えられない。したがって、都市パトロニへの選任の理由は、この碑文が伝える穀物輸入の支援かあるいは他の何らかの善行であったと思われる。ただ、やはりここでも、C・コルネリウス・フェリクス・イタルスが地方裁判官と都市パトロニのどちらの資格で穀物輸入の支援を行ったのか、この碑文からは確定できない。

以上のように、C・アッリウス・アントニヌスとC・コルネリウス・フェリクス・イタルスが地方裁判官と都市パトロニのどちらの資格で管轄下の都市の穀物輸入に携わったのか、碑文から確実なことはいえない。都市がこの二人の地方裁判官に穀物輸入の困難を解決するよう要請したとしても、彼らが地方裁判官の権限に基づいてこの種の業務に携わったとは言い切れないのである。このように、かつて従来説が

説いたような、地方裁判官に穀物輸入関連の任務が与えられていたという事実が、これら二枚の碑文からは確認できないことをここで指摘しておきたい。⁷⁾なおこの種の活動の意義に関して、地方裁判官が帝国官僚としてあれ都市パトロンとしてであれ、ともかくも都市の穀物輸入を支援したのであれば、結果として皇帝政府による地方裁判官の派遣は都市が抱える自治行政上の問題を解決する人物の派遣を意味したということもこれら二枚の碑文から確認できるだろう。

次に、マルクス・アウレリウス帝の治世末期の一七六年に出された「剣闘士競技開催費用減免に関する元老院決議」⁸⁾に関して検討している。この元老院決議の背景には、次のような状況があった。すなわち、帝国各地の諸都市では、祝祭の際に上層市民が剣闘士競技の開催を引き受けていたが、剣闘士を養成して競技に提供する師範 (lanista) に支払う費用が高額であったため、地方都市の上層市民が経済的に苦しんでいたのである。この元老院決議は、以上のような地方都市の状況を改善すべく、全帝国において剣闘士の費用の上限を定め、競技を催す地方都市の上層市民の負担を軽減しようとしたものであった。したがって、この元老院決議は、無給の都市政務官職を務めて都市の行政を担い、また自発的な贈与をとおして都市財政に貢献していた上層市民の困窮化を阻止する効果があったと思われる。

この元老院決議の四二行目から四四行目のところには、次のような一文がある。

「(前略) しかし、ポー川の向い側とイタリアの全地域 (regio)

では、(剣闘士の師範 (lanista) が価格制限を守るように監督する——筆者補足) 権限は、——もし駐在しているなら——アリメンタ長官 (praefectus alimentorum) か街道監督官 (curator viarum) に付与されるべきであり、あるいは街道監督官がいなければ、地方裁判官 (iuridicus) かさらには艦隊司令官 (praefectus classis) に付与されるべきである。(後略)」⁹⁾

この史料ではイタリアで剣闘士の価格制限を監督する機関として、イタリアを任地とする他の帝国官僚とともに地方裁判官が挙げられている。ここから従来の研究は、地方裁判官に剣闘士の価格制限を監督する権限が与えられていたとしてきた。この史料から地方裁判官は、司法以外の行政の分野においても権限を有し、職務を遂行する属州総督のような帝国官僚としてイメージされてきたのである。

しかしながら、この史料を読み解くうえで重要なのはいま指摘した点、つまり地方裁判官が他の帝国官僚とともに挙げられているという点にあるように思われる。この元老院決議では、確かに地方裁判官に剣闘士の価格制限を監督する権限が与えられているが、この元老院決議は剣闘士の価格制限の監督機関として最初にアリメンタ長官と街道監督官を挙げており、これらの官僚が優先的に剣闘士の価格制限を監督する権限を持っていたようにみえる。したがって、アリメンタ長官および街道監督官が任地にいる場合には、まず彼らが剣闘士の価格制限に関する元老院決議の適用を行い、彼らが任地に不在の場合に初めて、地方裁判官が艦隊司令官が都市に対し元老院決議を適用すること

ができたのではないかと思われるのである。このような点を考慮するならば、地方裁判官のこの種の権限は大きく評価できないだろう。

さらに、エックによれば、確かにこの元老院決議は剣闘士の価格制限の監督者として複数の帝国官僚を挙げているが、実際に剣闘士の競技が催される際には、彼ら帝国官僚が価格制限をチェックしたのではなく、都市の側が元老院決議の適用を帝国官僚に求めたのだという。

したがって、どの帝国官僚が元老院決議を適用するのかについて、都市の側にある程度の裁量があったとすれば、地方裁判官のこの種の権限は過大評価できないというのである。¹⁰ いまみたように、この元老院決議の適用に関する権限はアリメンタ長官と街道監督官に優先的に与えられていたように思われるから、都市の側にとの程度の選択権があったのかは疑問だが、少なくともアリメンタ長官と街道監督官が任地に不在の場合に都市は地方裁判官か艦隊司令官かどちらかを選ぶことはできたかもしれない。以上のようなエックの推論が妥当だとすれば、剣闘士の価格制限に関する地方裁判官の権限をどこまで評価すべきかは疑問に付されよう。

剣闘士の競技を催す都市の名望家が経済的に圧迫されたなら、彼らによって担われる都市の政治・経済も大きな影響をうける。この点を念頭におきながら元老院決議にあたると、二三行目から二四行目の「(マルクス・アウレリウス帝とコンモドウス帝) 下降しつつある諸都市の財政状態と、すでに破滅の道に転落しつつある指導的人物たちの財産を再建した」(弓削達訳)という一文は、この元老院決議の効果を端的に述べているように思われる。アリメンタ長官や街道監督官

が任地に不在の場合、都市の上層市民は、地方裁判官による元老院決議の適用に大きな期待を抱いたであろう。おそらく都市の上層市民の側からすれば、このとき地方裁判官は剣闘士の価格を監督する帝国官僚であると同時に、彼らの利益を守る「保護者」でもあったのではないかと思われる。そして、この元老院決議の適用という措置が、都市社会に再び活力をもたらす効果を持ったと思われるのである。

次に、碑文史料からアリメンタ事業に関与したかにみえる地方裁判官が一人知られているので、これについて検討したいと思う。問題の碑文では、欠損により被顕彰者の名前を知ることができないが、その昇進階梯のなかに「ピケヌムおよびアプリア地方担当の、アリメンタおよび街道を監督する地方裁判官」(το[υ]π[ό]ρκου Πικηνου και Ἀποβ[ίου] ἀμπετρων και [ο]π[ό]ν) という官職名がみえる。¹² この一枚の碑文を根拠に、従来、地方裁判官にはアリメンタ制度を監督する任務が与えられていたと考えられてきた。¹³ アリメンタ制度とは、主に皇帝が一定の基金を設定して、そこから上がる収益によって貧しい少年・少女たちを扶養するという制度のことをいう。¹⁴

ヒルシュフェルトによれば、おそらくマルクス・アウレリウス帝の治世に、イタリアの各地域のアリメンタ制度を監督していたアリメンタ長官 (praefectus alimentorum) のポストは撤廃され、アリメンタ行政は、首都ローマにしながらイタリア全土のアリメンタ制度を監督するアリメンタ長官 (一名) に一元化された。そしてこのときに、各地域レベルでのアリメンタ制度は地方裁判官に委ねられたという。そして、このことを先のマクリヌス帝に関するカッシウス・ディオの記事

が傍証する。つまりマクリヌス帝は、マルクス・アウレリウス帝により与えられたアリメンタ制度に関する権限を地方裁判官から取り上げたというのである。¹⁵⁾

地方裁判官によるアリメンタ制度の監督業務についてヒルシュフェルトはこのように考え、また近年ではコルビエも地方裁判官がアリメンタ制度に関する任務を帯びていたと考えているが、ジムスホイザーやエックはこのような説を否定している。ジムスホイザーによれば、先にみた「剣闘士競技開催費用減免に関する元老院決議」ではアリメンタ長官が多数いることが前提とされているのであるから、マルクス・アウレリウス帝の治世にアリメンタ制度の監督が首都ローマのアリメンタ長官に一元化されたとは考えられない。またマクリヌス帝に関するディオの記事もあくまで、同帝が地方裁判官に、マルクス・アウレリウス帝から与えられた権限に基づいた行動のみをとり、その範囲を越えるような司法活動を行わないように指示したもののだから、このディオの記事はむしろ反証となるとする。¹⁷⁾ またエックは、この碑文における地方裁判官とアリメンタ制度および街道の監督業務との結び付きが不自然であることを指摘する。¹⁸⁾ この “τοῦ ἰουρίδικου Περὶ τῶν καὶ Ἀροῦντίας ἀμειντόρων καὶ τοῖσιν (= iuridicus Piceni et Apuliae alimentorum et viarum)” という箇所は、おそらく本来は “iuridicus Piceni et Apuliae, curator viarum et alimentorum” であったところを碑文の作成者が誤って記したものと思われるため、地方裁判官にアリメンタ制度に関する権限は与えられていなかったという。¹⁹⁾ 筆者も、皇帝政府が地方裁判官にアリメンタ制度に関する権限を与えたというこ

とはなかったと考えている。

最後に、管轄下の都市の同職組合に関する地方裁判官の活動を伝える史料が残されているので、それについて検討していきたい。セプティミウス・セウエルス帝の治世にブリクシア（トランスパダナ裁判管区）で設置された碑文は、地方裁判官が同市の同職組合のために尽力して、負担義務 (munera) の免除をとりつけたことを伝えている。

『ラテン碑文集』第五卷四三四一番

「最も輝かしき人物で、祭祀実施十五人委員、財務官候補、首都法務官、ニコメディア市およびニカエア市監督官、アッピア街道監督官、トランスパダナ担当の地方裁判官を歴任した、マルクスの息子、ファビア区所属のマルクス・ノニウス・アッリウス・パウリヌス・アペルへ、デンドロフォリ組合が（この碑を献呈する）、彼の努力によって我々の組合の（負担義務からの）免除が認められたがゆえに。（我々の組合の）パトロンへ。（碑を設置するための）場所は都市参事会決議により与えられた。」²⁰⁾

この碑文は通常、都市当局（都市参事会）と同職組合の間で負担義務の免除をめぐる係争が起こり、それに介入した地方裁判官が彼の権限に基づいて同職組合の負担義務の免除特権を確認したのだと解釈されている。²¹⁾

問題は同職組合の負担義務の免除特権の確認が、地方裁判官の権限に基づいて行われたのか否かという点である。この点に関してエック

は、右の従来の見方とは異なる解釈を提示する。すなわち、この碑文には、あくまで彼の努力によって (*eius industria*) 負担義務の免除特権が確認されたと記されているから、負担義務の免除特権は、地方裁判官 M・ノニウス・アッリウス・アペルがその権限に基づいて確認したのではなく、彼の仲介により帝国当局 (皇帝ないしは元老院) が確認したと考えるべきだ、⁽²¹⁾ ということである。

しかし、近年同職組合に関する研究を発表したサラミトは、この碑文をノリクムのソルウアに対して出されたセプティミウス・セウェルス帝およびカラカラ帝の勅令と比較して分析し、免除特権の確認者に関して次のように述べる。すなわち、もしブリクシアの同職組合に対する免除特権が皇帝政府によって確認されたのであれば、勅令の存在を示唆する文言が碑文中にみられるはずである。しかしながら、そのような文言はブリクシアの碑文にはみられないので、おそらく負担義務の免除特権の確認申請は帝国当局のところには持ち込まれたなかったと思われる。したがって、同職組合の負担義務の免除特権を確認するかどうかは、同職組合のパトロンにしてトランスパダナ担当の地方裁判官であった M・ノニウス・アッリウス・アペルの裁量にかかっていたのだ、⁽²²⁾ というのである。

筆者は、「彼の努力によって」 (*eius industria*) という文言を重要視するエックの解釈の方が妥当であると思う。すなわち、同職組合が希望した免除特権の確認は地方裁判官 M・ノニウス・アッリウス・パウリヌス・アペルがその権限に基づいて確認したのではなく、この地方裁判官の仲介により帝国当局 (皇帝ないしは元老院) が確認したと思

われるのである。

このように、同職組合の負担義務の免除特権の確認は、地方裁判官の権限に基づいていたのではないと思われる。免除特権の確認に際しては、M・ノニウス・アッリウス・パウリヌス・アペルがデンドロフォリ組合のパトロンでもあったことも重要であろう。しかも、彼はブリクシアの出身であったと思われるので、⁽²³⁾ 地方裁判官就任以前からデンドロフォリ組合のパトロンであった可能性も十分にある。しかし、彼の昇進階梯を見ると、M・ノニウス・アッリウス・パウリヌス・アペルがトランスパダナ担当の地方裁判官に就任してようやく出身ブリクシアと接触を持つに至った点にもある程度の意味があったように思われる。つまり、地方裁判官への就任が同職組合の免除特権確認のひとつの契機となったのではないか、とも思われるのである。したがって、彼はあくまで同職組合のパトロンとして免除特権の確認を取り付けたのであって、地方裁判官就任とは無関係である、とまでは言い切れないであろう。ともかくここで重要なのは、M・ノニウス・アッリウス・パウリヌス・アペルはブリクシアを管轄下におく地方裁判官であると同時に、都市ブリクシアの名望家でもあったということである。

さてここで小括として、地方裁判官の司法以外の活動の性格について筆者の見解を提示しておきたい。先にも述べたが、ジムスホイザーに収斂する従来の研究は、地方裁判官によるこれらの活動を、皇帝政府が彼らに与えた任務・権限に帰し、地方裁判官に属州総督のプロトタイプを見出したのであった。しかしながら、本章における検討をとおして得られた像は、そのような従来説とは異なるものである。穀物

輸入に関する活動は、地方裁判官と都市パトロンの方の立場で行われたのか、碑文史料から確定できない。また「剣闘士競技開催費用減免に関する元老院決議」の適用も、確かに法的な権限は地方裁判官に認められていたといえるが、他の帝国官僚も同等の権限を有していた点を考慮するならば、地方裁判官の任務として過大評価できない。さらにアリメンタ制度に関しては、そもそも地方裁判官にその種の権限は与えられていなかったと思われる。最後に、管轄下の都市の同職組合に対する負担義務の免除特権の付与も、地方裁判官の権限に基づいて行われたのではないと思われる。

地方裁判官による司法以外の活動は、必ずしも地方裁判官の権限に基づくものではなかった。またそのような活動は、都市の自治行政上の問題を解決したり、都市上層部の利益を保護することで、都市の行政・財政に貢献し、あるいは都市の活力を担保する性格のものであった。本章における検討からこのようにいうことができる。

本章で検討した司法以外の活動は必ずしも地方裁判官の権限に帰することはできない。この点に限っては、筆者はエックと同意見である。しかしながら、地方裁判官と都市との関係は司法の分野に限定されており、司法以外の活動はおそらく都市の側の要請によりアド・ホックに行われたものであるから、地方裁判官の活動として過大評価できない、とするエックの見解には、筆者は同意できない。確かに、本章でみた地方裁判官の活動はアド・ホックな性格のものであろう。⁽¹²⁾しかし、それにしても、本来は司法担当の帝国官僚であるはずの地方裁判官が司法以外の業務に従事していたことを伝える史料が多いとはいえない

だろうか。

筆者には、本章で検討した碑文史料は、地方裁判官の司法以外の領域における問題処理能力の高さと、それに対する都市の期待を示しているように思われる。では、なぜ地方裁判官には、そのような都市の問題の解決が可能であったのだろうか。また、なぜ司法担当の帝国官僚に司法以外の問題解決が依頼されたのだろうか。次章では、地方裁判官の任用上の特徴について分析し、この問いに対する筆者なりの解答を提示したい。

(1) Corbier, *MEFR*, no. 1 = *CIL*, V, 1874 (= *ILS*, 1118): [C(aio)] Arrio [C(aio)] f(ilio) Q(uir)ina tribu) Anto(n)ino, prae(f)ecto] / aer[ati] Saturn[us] / iurid[ic]o per Italian [re]gionis Transpadanae pr[ae]f[ec]to, fautori Arvali, praetori / cui primo iurisdic[ti]o pupillar[is] a sanctissimis Imperatoribus] mandata / est, aedil[is] curul[is], ab actis senatus, se/viro equestrium turnar[um], tribuno / laticlavio leg(ionis) III Scythicae, III/viro viarum curandar[um], qui pro/videntia maximorum Imperator[um] mis/sus urgentis annonae difficultates iuvit et consuluit securitati fundatis reipublicae opibus, ordo / Concordensium patrono opt(imo) ob innocentiam et labori (sic).

(2) Corbier, *MEFR*, no. 2 = *CIL*, XI, 377: C(aio) Cornelio / C(aio) f(ilio) Quirin(a) tribu) / Felici Italo, / iurid(ico) per Flaminianam) / et Umbrin[am], leg(ato) / prov(inciae) Achaiae, praet(ori), / [trib(uno) p]l(ebis), quaest(ori) prov(inciae) Siciliae), / patrono coloniae, / vicani vicorum VII et / col[on]leg(ia) fabr(um) cent(onariorum) dendr(ophorum) / urb(is) iuridicatus eius ob eximiam / moderationem et in sterilitate / annonae laboriosam erga ipsos fidem / et industriam ut in civibus anno[n]at[us] / superesset et vicinis civitatibus subveniretur. / L(oco)

- d(ato) d(creto) d(ecurionum).
- (c) Julian, *Italie*, 123; Rosenberg, *RE*, 1149; Thomsen, *Italic Regions*, 154f.; Simshäuser, *Iuridici*, 250f.
- (4) Simshäuser, *Iuridici*, 251f.
- (5) Eck, *Italien*, 254.
- (6) 都市パトロンに関しては、島田誠「帝政期イタリアにおける都市パトロン」『西洋古典学研究』三八、一九九〇年、七三—八二頁・同「元首政期のパトロキニウム」長谷川博隆編『古典古代とパトロネジ』名古屋大学出版会、一九九二年、二一九—二六頁・同「ローマ都市におけるパトロネジとエウエルジェティズム」『紀要』へ東洋大・教養課程「三一」一九九三年、一—一五頁; F. Engesser, *Der Stadtpatronat in Italien und den Westprovinzen des römischen Reiches bis Diocletian*, Diss., Freiburg i. Br. 1957; R. Duthoy, *Sens et fonction du patronat municipal durant le Principat*, *AC* 53, 1984, 145-156.
- (7) なお、藤澤明寛「帝政初期におけるイタリア自治都市の食糧供給事情」『古代文化』四九—一〇、一九九七年、二四頁、注四八も、両者がともに地方裁判官として管轄下の都市の穀物輸入に携わったのかどうかに関して疑問を呈している。
- (8) *FIRA* I, No. 49 = *CIL*, II, 6278. 本史料については、J. H. Oliver and R. E. Palmer, *Minutes of an Act of the Roman Senate*, *Hesperia* 24, 1955, 320-349 を参照。なお、この元老院決議はルグドゥムムにおけるキリスト教徒迫害を示唆する史料と考えられているが、この問題に関しては、松本宣郎「ルグドゥムムの迫害再考」『西洋史研究』新輯九、一九八〇年、一—三三頁、および弓削達「ローマ皇帝礼拝とキリスト教徒迫害」日本基督教出版団、一九八〇年、二二—六二—四三頁を参照。
- (9) *FIRA* I, No. 49 (294ff.): *Trans Padum autem perque omnes Italiae / regiones arbitrium iniungendum praefectis alimentorum dandis, si aederni, vel viae curatori aut, si nec is praesens erit, iuridico vel / tum*

- classis praetoriae praefecto* (L. 42-44).
- (10) Eck, *Italien*, 265.
- (11) *FIRA* I, No. 49 (294ff.): *Censeo igitur imprimis agendas maximis imp. gratias, qui salutaribus remediis, fisci ratione post habita, labentem civitatum statum et praecipiantes iam in ruinas principatum virorum fortuna[s] restituerunt* (L. 23-24).
- (12) D. Knibbe, *JEA*, 49, 1968-71, 81 = *AE*, 1972, 593.
- (13) Rosenberg, *RE*, 1149.
- (14) アリメンタ事業に関しては、坂口明「ローマのアリメンタ制度に関する諸問題」『西洋史研究』新輯八、一九七九年、三三—五六頁および同「ローマ帝政前半期における富裕者の munificentia —— 私的アリメンタ基金を中心に」『史叢』三三、一九八四年、一—二二頁を参照。
- (15) O. Hirschfeld, *Die kaiserlichen Verwaltungsbeamten bis auf Diocletian*, Berlin 1963, 219f.
- (16) Corbier, *MEFR*, 671-673.
- (17) Simshäuser, *Iuridici*, 253f.
- (18) Eck, *Italien*, 68f., 172f. et 265f.
- (19) Corbier, *MEFR*, no. 19 = *CIL*, V, 4341: *M(arco) Nonio M(arci) filio* / *Fab(ia tribu) Arrio Paulino* / *Apr(o), c(larissimo) v(iro), XV(viro) sacris faciundis, qua(e)s/lori candidato, praeto[r]i / urbano, curatori rei pub(licae) / Nicomedensium et Nicae(en)sium, curatori viae App(ia)e / iuridico region(is) Tran(spadanae) / coll(egio) dendroph(or(um)) / quod eius industria immuni[t]as collegi nostri sit confirmat[ur] / patrono l(oco) d(ato) d(creto) d(ecurionum).*
- (20) Julian, *Italie*, 123; Rosenberg, *RE*, 1149; Simshäuser, *Iuridici*, 251.
- (21) Eck, *Italien*, 265.
- (22) *FIRA*, I, no. 87 = *AE*, 1919, 69-70. ㄱㄷ F. Jacques, *Le privilège de liberté. Politique impériale et autonomie municipale dans les cités de*

l'Occident romain (161-244), Rome 1984, 639-646は、都市自治の文脈において、ノリクムのソルウァの同職組合に対するセプティミウス・セウエルス帝とカラカッラ帝の勅令を検討している。

(23) J.-M. Salarnio, *Les collèges de fabri, centonarii et dendrophori dans les villes de la regio X à l'époque impériale*, in: *La città nell'Italia settentrionale in età romana*, Trieste / Rome 1990, 163-177; 170-173.

(24) Corbier, *MEFR*, 662f.

(25) 最近では M. Peachin, *Iudex vice Caesaris: Deputy Emperors and the Administration of Justice during the Principate*, Stuttgart 1996, 57も、地方裁判官による司法以外の活動をアド・ホックな性格のものとし、とみなす。

四 地方裁判官の任用上の特徴

(一) 地方裁判官の裁判管区

筆者は、地方裁判官に都市の自治行政上の問題の処理が依頼された理由として、彼らの任用上の特徴、とりわけ昇進階梯と任務遂行上の特徴を指摘できるのではないかと考えているのだが、この点について詳しく論じる前に、本節では地方裁判官の活動の枠組みとなる裁判管区のシステムについて、先行研究によりながら概観していきたい。

実は地方裁判官研究においては、この裁判管区制度が最も大きな問題とされてきた。まずトムセンは、地方裁判官の担当区域は定まっておらず、地方裁判官がどの地域を担当するかは任用の際にその都度決められたと考えた。¹⁾ 他方、ジュリアンは、ハドリアヌス帝が派遣した“consulares”が四人であったことから、マルクス・アウレリウス帝

がこの政策にならって派遣した地方裁判官も常に四人であったと考え、首都ローマとそこから半径一〇〇マイル以内の首都管区 (urbica thocesis) を除いたイタリア半島もまた四つに分けられ、その際四つの各裁判管区がどの地域を守備範囲としていたかは、トランスパダナ裁判管区以外は決められていなかったと考えた。²⁾ またローゼンベルクは、首都管区を除いたイタリアは、①トランスパダナ、②アエミリア・リグリア・トウスキア、③フラミニア・ウンブリア・ピケヌム、④アプリア・カラブリア・ルカニア・ブルッティウムの四つに分けられており、碑文史料にこのパターン以外の組み合わせがみられる場合には、それらは例外的なものか、あるいは本来記されるべき地域名が省略されていると考えた。³⁾

これらの主張に対し、トムセンは、地方裁判官の裁判管区は設立当初から三世紀後半に廃止されるまで固定されていたのではなく、三つの段階を経て変化したと考えた。彼によれば、首都管区を除いたイタリアは次のような裁判管区に分けられたという。⁴⁾

第一段階 (マルクス・アウレリウス帝治世)

- ①トランスパダナ、②アエミリア・フラミニア・リグリア、③トウスキア・ウンブリア・ピケヌム、④アプリア・カラブリア・ルカニア・ブルッティウム

第二段階 (セプティミウス・セウエルス帝治世後半)

- ①トランスパダナ、②アエミリア・リグリア・トウスキア、③フラミニア・ウンブリア、④ピケヌム・アプリア、⑤カラブリア・

ルカニア・ブルッティウム

第三段階（三世紀半ば（早くとも二四二年））

- ①トランスパダナ、②アエミリア・リグリア・トウスキア、③フラミニア・ウンブリア・ピケヌム、④アプリア・カラブリア、⑤ルカニア・ブルッティウム

このトムセン説を批判的に継承・発展させたのがM・コルビエの説である。彼女は、地方裁判官の裁判管区の制度には五つ（厳密にいえば六つ）の段階があつたと考えた。⁵⁾ 彼女によれば、首都管区を除くイタリヤは次のような裁判管区に分けられたという。

第一段階（マルクス・アウレリウス帝治世）

- ①トランスパダナ、②リグリア・アエミリア・トウスキア、③フラミニア・ウンブリア・ピケヌム、④アプリア・カラブリア・ルカニア・ブルッティウム

第一段階から第二段階への移行期（マルクス・アウレリウス帝治世

末期）

- ①トランスパダナ・フラミニア、②リグリア・アエミリア、③トウスキア・ウンブリア・ピケヌム、④アプリア・カラブリア・ルカニア・ブルッティウム

第二段階（コンモドウス帝治世）

- ①トランスパダナ、②リグリア・アエミリア・フラミニア、③トウスキア・ウンブリア・ピケヌム、④アプリア・カラブリア・ルカ

ニア・ブルッティウム

第三段階（セプティミウス・セウエルス帝治世）

- ①トランスパダナ、②リグリア・アエミリア・トウスキア、③フラミニア・ウンブリア・ピケヌム、④アプリア・カラブリア・ルカニア・ブルッティウム

第四段階（カラカッラ帝治世）

- ①トランスパダナ、②リグリア・アエミリア・トウスキア、③フラミニア・ウンブリア、④ピケヌム・アプリア、⑤カラブリア・ルカニア・ブルッティウム

第五段階（二四〇／五〇年頃）

- ①トランスパダナ、②リグリア・アエミリア、③トウスキア・ウンブリア、④フラミニア・ピケヌム、⑤アプリア・カラブリア、⑥ルカニア・ブルッティウム

コルビエの説について若干補足しておきたい。マルクス・アウレリウス帝の治世に創設された裁判管区制度は、同帝の治世末期にトランスパダナとフラミニアを結び合わせるといふ若干の変更が加えられながら、⁶⁾ コンモドウス帝治世に最初の改変、セプティミウス・セウエルス帝治世に二度目の改変が行われる。なおこの第三段階の裁判管区制度は第一段階のそれと同一のものである。次いでカラカッラ帝治世に裁判管区制度は三度目の改変が行われ、裁判管区は五つに増加する。なおコルビエはこのとき同時に地方裁判官の職権に關しても改革が行われたと考えている。そして、三世紀半ば（二四〇／二五〇年頃）に

裁判管区制度は四度目の改変が行われ、裁判管区の数には六つにまで増加した。このとき南イタリアの裁判管区がアプリア・カラブリアとルカニア・ブルッティウムのふたつに分割されているのが大きな特徴である。

いま紹介したコルビエの論考は、地方裁判官の裁判管区の変遷を緻密に再構成しようとした画期的な研究である。しかしながら、彼女の論考が発表された直後に、カモデカとエックから反論が提出されている。カモデカはアプリア・カラブリア・ルカニア・ブルッティウムという南イタリアを包括する裁判管区がアレクサンデル・セウエルス帝の治世まで存続していたことを示した⁷⁾。他方エックは、カモデカと同様の論点に加えて、コルビエの方法的な問題点、地方裁判官の年代特定⁸⁾の他の可能性、第二段階(コンモドゥス帝治世)の史料の根拠があまりにも薄弱であることを指摘し、地方裁判官の裁判管区は、五度にわたる改革によって変化していったというよりも、むしろ随時暫定的な改革が行われながら、全体としてほとんど変化しなかったのではないかとの見解を示した⁸⁾。筆者は、このエックの説明が最も妥当な説だと考えている。

(二) 地方裁判官の昇進階梯 (cursus honorum) と任務遂行上の特徴

地方裁判官の活動の枠組みとなる裁判管区に関しては、おおむね以上のとおりである。これをうけて本節では、地方裁判官に都市の自治行政上の問題の処理が依頼された背景について分析していきたい。筆者の考えでは、そのような背景として、地方裁判官の任用状況に関する

るふたつの特徴を指摘できるように思う。

そのひとつめは、地方裁判官の昇進階梯に関するものである。地方裁判官就任者に関する碑文史料を精査するならば、彼らが特徴的な昇進階梯を歩んでいる点が明らかとなる。

注目すべきは地方裁判官職の前のふたつの官職である。地方裁判官職を委任された元老院議員は、その前に都市監督官 (curator rei publicae) や街道監督官 (curator viarum) といったイタリアを任地とする官職に任じられている場合が多いのである。より具体的に述べると、①街道監督官→地方裁判官という経歴を歩んだ議員が四五人中一人(約二七%)、②都市監督官→街道監督官→地方裁判官という経歴を歩んだ人物が五人(約一一%)、③都市監督官→地方裁判官という経歴を歩んだ人物が三人(約七%)となっている⁹⁾。このように四五人中二〇人(四四%)と半数近くの地方裁判官が、前職あるいはさらに前々職において、イタリア統治の経験¹⁰⁾を有しているのである。ここから地方裁判官に任じられた元老院議員の多くは、イタリアを任地とする官職に連続して就任し、イタリア統治に関する事情を熟知した政治家であつたといえるのではないか。

実際、都市自治に関する研究のなかでこのような昇進階梯の特徴に注目したF・ジャックは、これらの地方裁判官を「イタリア・スペシャリスト」と呼んでいる¹⁰⁾。ただし、これらの地方裁判官の昇進階梯にはもうひとつ特徴的な点がある。すなわち、ほとんどの場合彼らは、地方裁判官職の後に属州を任地とする官職に就任しているのである¹¹⁾。こうしてみるなら、これらの地方裁判官を「イタリア・スペシャリスト」

とまで呼べるかどうかは疑問なのだが、少なくとも地方裁判官就任の時点でイタリア統治の経験を積み重ねた者たちであつたといふことができるだろう。

このような任用上の特徴は、従来の地方裁判官研究ではほとんど注目されてこなかったが、地方裁判官の歴史的意義を考える際には見逃がされるべきではないだろう。右に述べたように地方裁判官には、イタリアを任地とする官職に連続して就任し、イタリア統治の経験を重ねた元老院議員が任じられていたといえる。地方裁判官は、昇進階梯上の特徴から、管轄下の都市で生じた問題に適切な処理を施し、都市の行政・財政を支援するパトロンないしは「保護者」としての資格を備えていたのである。

さらにもうひとつ、昇進階梯とならんで任用上の特徴として重要なのは、地方裁判官が、イタリアに派遣された皇帝勅任の帝国官僚としては初めて首都ローマを離れ、担当管内を巡回し、職務を遂行した⁽¹²⁾ということである。

エックは任地における地方裁判官の職務遂行の仕方について、次のように考えている。おそらく地方裁判官は、担当管内の中心都市に庁舎を持ち、そこで職務を執り行っていたのではない。地方裁判官は、一カ所にとどまらずに、担当管内を移動する巡回裁判官のようなかたちで司法業務に携わっていたと思われる。そして地方裁判官は、任務を遂行するにあたってその管内の各都市に布告を出し、法廷の開催期日などを知らせたのではないか、といふのである。⁽¹³⁾

エックは以上のような推論を展開するにあたり史料的な根拠をほと

んど挙げていないが、地方裁判官は任務の遂行にあたって首都ローマを離れ担当地域に赴いていたというエックの説には筆者も同意している。その根拠として、前章で検討した「剣闘士競技開催費用減免に関する元老院決議」を挙げることができる。先に引用した箇所は、この元老院決議を適用する権限を持つ帝国官僚として、まず最初にアリメンタ長官や街道監督官を挙げ、次に彼らが任地に不在の場合を想定して、地方裁判官および艦隊司令官にも同様の権限を認めている。つまり、元老院決議のこの箇所からは、アリメンタ長官や街道監督官は任地に不在の場合があつても、艦隊司令官と地方裁判官はほぼ確実に担当地域で職務を遂行しているようにみえるのである。このように地方裁判官が首都ローマを離れて担当地域に赴き、その地域内を巡回しながら職務を遂行していたのであれば、彼の管轄下にある都市にとつて、場合によっては自分自身のところに来ることもあるし、またそうでなくとも同じ裁判管区内のどこかの都市に滞在していたため、使節などをつうじて地方裁判官に自治行政上の問題処理を依頼することは比較的容易であつたに違いないであらう。⁽¹⁴⁾

なお、筆者は旧稿において、都市監督官は必ずしも任地に赴くことがなかったが、書簡や使節をつうじて、都市が抱える行政・財政上の問題に適切に対処しえたことを指摘した。⁽¹⁵⁾ このことからすれば、地方裁判官が任地に赴いたことはさほど重要ではないかのうに思えるかもしれない。しかし、都市監督官と地方裁判官では、管轄下の都市の数に大きな差があることを考慮しなければならない。すなわち、都市監督官はふつう一―二の都市を管轄下においていたのに対し、地方裁

判官はその数十倍の数の都市を管轄下においていたのである。ここからすれば、地方裁判官の場合は、首都ローマを離れ任地を巡回することと常に都市に近い距離にすることが重要な意味を持っていたように思われる。

以上、地方裁判官に都市のパトロンないしは「保護者」としての活動を可能にした、任用上のふたつの特徴を指摘した。実際、地方裁判官のなかには、管轄下の都市から顕彰されている者がいる。そのような顕彰の代表的なものは、都市パトロンの選任である。一例として次のような史料がある。

『ラテン碑文集』第一一巻二一〇六番Ⅱ『ラテン碑文選集』一一三八番

「訴訟担当十人委員、第一一「クラウディウス・敬虔・忠実」軍団將校、祭祀実施十五人委員、財務官候補、ローマ騎士六人役、護民官、財務官、ルベルクス神官、ウエリトラエ市監督官、ラティナ街道監督官、トゥスキアおよびピケヌム担当の地方裁判官、第一「イタリア」軍団司令官を歴任した、マルクスの息子、クイリナ区所属のマルクス・ファビウス・マグヌス・ウアレリアヌスへ。最も光輝あるクルシウムの参事会が至高のパトロンへ（献呈する）、彼が我々に対して示した善意のゆえに。」¹⁶

碑文の最後に「最も光輝あるクルシウムの参事会が、至高のパトロンへ（献呈する）、彼が我々に対して示した善意のゆえに」とあるよ

うに、この地方裁判官は都市パトロンとして「都市に善意を示した」のだが、具体的にどのような功績を示したのか詳しいことはわからない。ただ近年の都市パトロン研究の成果からすれば、その功績とは、帝国当局に対する都市の利益の主張（法廷における弁護、種々の特権の獲得、大規模な公共事業の許可とための資金の調達など）か、あるいは都市に対するエヴェルジェティスム（恩恵施与行為）であったと思われる。¹⁷ このように管轄下の都市からパトロンの選任されている地方裁判官は六名おり、件数にすると七件となる（うち二名は前章で検討した）¹⁸。

さらに碑文史料を精査するならば、都市パトロンの選任されていないものの、何らかの功績を讃えられ、管轄下の都市から顕彰されている地方裁判官が一名おり、同職組合から顕彰されている地方裁判官が二名いる（うち一名は前章で検討した）¹⁹。また、碑文の欠損などにより詳しいことは不明であるが、さらに五名の地方裁判官が管轄下の都市から顕彰された可能性を残している。²¹ 以上、都市パトロンへの選任など、何らかのかたちで管轄下の都市ないしは同職組合から顕彰された地方裁判官は四五人中一四人（三一％）もいるのである。

こうしてみると、地方裁判官による穀物輸入や元老院決議の適用などといった司法以外の活動は、おそらく都市の側の要請によってアド・ホックに行われたものであったと思われるのだが、地方裁判官にその種の活動の依頼が持ち込まれた背景は本章における検討からよりよく理解できるだろう。すなわち、まず第一に、地方裁判官はイタリアを任地とする官職への連続的な就任をつうじてイタリア統治の経

験・知識を十分に蓄えていた元老院議員が就任していた。そして第二に、必ずしも任地で任務を遂行するとは限らなかった街道監督官や都市監督官とは異なり、地方裁判官はローマを離れて任地に赴き、当地域内を移動しながら巡回裁判を行っていたと思われる。したがって都市の側からすれば、地方裁判官は問題処理能力という点で適切な人物が就任していたうえに、わざわざ首都ローマまで使節を派遣しなくとも、自分自身のところに来たときに問題処理を要請したり、あるいは同じ裁判管区内の都市に使節を派遣すればよかったため、自治行政上の問題解決を依頼することが比較的容易だったのである。あくまで国制上は司法担当の帝国官僚である地方裁判官が、司法以外の活動にも従事していることを伝える史料が少なからず伝存しているのは、地方裁判官が帯びていた以上のような性格に起因しているのではないだろうか。

- (1) Th. Mommsen, *Römisches Staatsrecht* II, Basel 1952³, 1085f.; id., *Die libri coloniarum*, in: *Gesammelte Schriften* V, Berlin 1908, 183.
- (2) Julian, *Italiae*, 131ff.
- (3) Rosenberg, *RE*, 1150f.
- (4) Thomsen, *Italic Regions*, 164ff.
- (5) Corbier, *MEFR4*, 619-635.
- (6) 当時の指図について W. Eck, *Zur Verwaltungsgeschichte Italiens unter Marc Aurel - Ein iuridicus per Flaminium et Transpadanum*, *ZPE* 8, 1971, 71-79 を参照。
- (7) Canodeca, *Labeo*, 89-95.
- (8) Eck, *ZPE* 18, 155-166.

- (6) ①街道監督官→地方裁判官: Corbier, *MEFR4*, no.4 (*CIL*, VI, 1509 = *ILS*, 11123); no.14 (*CIL*, VIII, 22721 = *ILS*, 8978); no.16 (*ILS*, 8842 = *IGR*, IV, 1741; *AE*, 1951, 136 = *IGR*, IV, 1212); no.18 (*AE*, 1969-70, 707); no.19 (*CIL*, V, 4341); no.22 (*CIL*, III, 6154 = *ILS*, 1174); no.25 (*AE*, 1957, 161); no.26 (*CIL*, VI, 1511 = *ILS*, 2934; *CIL*, VI, 1512); no.33 (*CIL*, XI, 6338 = *ILS*, 1187); no.36 (*CIL*, VIII, 7033); no.39 (*AE*, 1907, 48 = *IGR*, I, 1481); no.43 (*CIL*, XIV, 2503). ②都市監督官→街道監督官→地方裁判官: no.6 (*CIL*, X, 2106 = *ILS*, 1138); no.13 (*CIL*, III, 10071, 10072, 10073 = *ILS*, 1153 et add.); no.15 (*CIL*, X, 5398 = *ILS*, 1159); no.24 (*CIL*, VI, 322 = *ILS*, 1135); no.30 (*AE*, 1929, 158). ③都市監督官→地方裁判官: no.1 (*CIL*, V, 1874 = *ILS*, 1118); no.21 (*CIL*, XII, 3172); no.41 (*CIL*, V, 8921).

(10) F. Jacques, *op. cit.*, 77f.

(11) したがって、地方裁判官は、都市監督官とは異なり、任務終了後にかつての任地との関係を深めることはできなかったであろう。拙稿「ローマ帝政初期における都市監督官 *curator rei publicae* と「イタリア都市」『史学雑誌』一一一—四、二〇〇一年、二七—六〇頁を参照。

- (12) W. Eck, *Kaiserliches Handeln in italischen Städten*, in: id., *Die Verwaltung des römischen Kaiserreiches in der Hohen Kaiserzeit*, Band 2, Basel / Berlin 1997, 297-320 (= Eck, *Kaiserliches Handeln*), 306.
- (13) Eck, *Italien*, 255f. 及び Corbier, *MEFR4*, 611 を地方裁判官に選出候補を任命するに用いたであろう。
- (14) Eck, *Kaiserliches Handeln*, 306.
- (15) 前掲拙稿(本章注(11))参照。
- (16) Corbier, *MEFR4*, no. 6 = *CIL*, XI, 2106 (= *ILS*, 1138): (Marco) Fabio (Marco) (filio) Quirina) Magno / Valeriano, Xvir(o) stitib(us) / iudicandis), trib(uno) laticlavio) leg(ionis) XI Cl(audiae) / p(iae) fidelis), XVir(o) s(acris) f(aciundis), q(uestori) cand(idato), VVir(o) /

turma(e) V, r(ibu)no) pl(ebis), pr(aetori), Lupero, / cur(atori) r(ei) p(ublicae) Veitensium, / cur(atori) viae Latinae, iur(idico) / reg(ionum) Tusciae et Piceni, leg(ato) / Aug(ustorum) leg(ionis) I Italicae, / splendidissimus ordo / Clusinatorum patrono / optimo ob benivolentiam eius in se conla/tam.

(17) 前章注(9)の諸文献を参照。

- (18) Corbier, *MEFR4*, no. 1 (*CIL*, V, 1874 = *ILS*, 1118) : Concordia (regio X) ; no. 2 (*CIL*, XI, 377) : Ariminum (regio VIII) ; no. 6 (*CIL*, XI, 2106 = *ILS*, 1138) : Clusium (regio VII) ; no. 17 (*CIL*, XI, 376 = *ILS*, 1192) : Ariminum (regio VIII) ; no. 26 (*CIL*, VI, 1511 = *ILS*, 2934) : Asculum (regio V) et (*CIL*, VI, 1512) : Ancona (regio V) ; no. 40 (*CIL*, IX, 1571 et *CIL*, IX, 1572 = *ILS*, 2939) : Beneventum (regio II).
- (19) Corbier, *MEFR4*, no. 41 (*CIL*, V, 8921).
- (20) Corbier, *MEFR4*, no. 19 (*CIL*, V, 4341) ; no. 23 (*CIL*, IX, 2213 = *ILS*, 1164).
- (21) Corbier, *MEFR4*, no. 4 (*CIL*, VI, 1509 = *ILS*, 1123) ; no. 30 (*AE*, 1929, 158) ; no. 31 (*CIL*, VI, 1562) ; no. 32 (*CIL*, VI, 1520 = *ILS*, 1189) ; no. 38 (*CIL*, VI, 1513-1514). Cf. Eck, *Kaiserliches Handeln*, 301, ; 306, n. 40.

おわりに

最後に、本稿における検討をまとめておきたい。史料上、地方裁判官は本来の任務に加えて、穀物輸入や剣闘士の費用に関する監督業務など、司法以外の任務を与えられているようにみえるため、従来の研究においては、地方裁判官はイタリアにおける属州総督 (corrector) の先駆的存在とみなされてきた。しかしながら、本稿における検討か

ら、このような従来説とは異なる像が得られた。すなわち、地方裁判官が行っていた司法以外の業務は必ずしも地方裁判官の地位に基づくものではなく、都市パトロロンなど帝国官僚とは異なる立場に基づいていた可能性もあるのである。したがって、その権限は司法の領域を越えていたとは必ずしもいえないから、地方裁判官を属州総督と比較することはできないであろう。

その際、地方裁判官が司法以外の領域で行う活動は、都市の要請があつて初めて行われるアド・ホックな性格のものとして過小評価されるかもしれない。しかしながら、この種の活動も、地方裁判官派遣の歴史的意義を考えるうえで非常に重要な意味を帯びてくると思われる。というのも、確かに彼らの本来の任務である司法の領域に關していえば、地方裁判官の裁判権は、時代を追うごとに都市の裁判権を侵害したかもしれないが、司法以外の領域では、帝国官僚という立場を利用して都市の利害を帝国政府に代弁したり、あるいは都市の自治行政上の問題を取り除くなどして、都市の行政・財政に貢献する性格を持つものであつたからである。しかも、地方裁判官が、本来は司法担当の帝国官僚であつたにもかかわらず、都市から自治行政上の問題処理を要請されたのには、しかるべき理由があつた。すなわち、彼ら地方裁判官はイタリアを任地とする官職に連続して就任することでイタリア統治に関する事情に精通した元老院議員であつたことに加え、他の帝国官僚とは異なり常に担当地域内を巡回していたため、都市にとって自治行政上の問題の解決を要請するのに格好の帝国官僚だったのである。実際におよそ三割の地方裁判官が管轄下の都市ないしは同職組

合から顕彰されていることが、地方裁判官と都市の関係のこのような側面を傍証しているように思われる。

したがって、地方裁判官と都市の関係を「自治」という観点から整理するなら、地方裁判官は司法に関しては都市の裁判権を侵害する可能性があったが、司法以外の領域では都市の要請をうけて自治行政上の問題を解決し、都市の行政・財政に貢献することもあった、ということになる。筆者はかつて、地方裁判官と同様「イタリアの属州化」の文脈で論じられる都市監督官 (*curator rei publicae*) とイタリア都市の関係について考察したことがあるが、やはりそれでも地方裁判官と比較可能な像が得られた。⁽¹⁾ とすれば、「イタリアの属州化」という現象は、このたびの地方裁判官の再評価をとおして変更を余儀なくされるであろう。すなわち、イタリア行政における皇帝権力の進出が都市自治を圧迫し、都市の没落を招いたという見方は、もはや支持できなくなるように思われるのである。近年の研究によれば、古代末期には、帝国官僚などの進出により都市自治における都市参事会員の役割が減退しながらも、都市は帝国の統治システムにおいて機能し続けていたという。⁽²⁾ とすれば、「イタリアの属州化」と呼ばれる現象は、都市自治に一定の制限を加えたとしても、都市が帝国の存続基盤として機能し続けてゆくうえで重要な意味を持った統治構造上の変化だった、とみることはできないだろうか。帝政前期から後期にかけて、皇帝権力とイタリア都市の関係がどのように変化したのかに関しては、再検討の必要があるだろう。

(1) 前掲拙稿(前章注(11))参照。

(2) W. Liebeschuetz, *The End of the Ancient City*, in: J. Rich (ed.), *The City in Late Antiquity*, London / New York 1992, 1-49.